

## 人権問題への理解を深めましょう 5月1～7日は憲法週間です

日本国憲法は、昭和22(1947)年5月3日に施行されました。5月3日を中心とした5月1～7日は憲法週間です。日本国憲法の基本理念の一つに「基本的人権の尊重」があります。誰もが幸せに暮らせるよう、お互いを理解し、認め合うことで、人権を尊重する社会が築かれます。

近年、インターネット上での誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通が社会問題化しています。インターネットは、便利な一方で、不特定多数に匿名で情報を発信できるため、場合によっては深刻な人権侵害をもたらすことがあります。

あなたの発信した情報が、知らないうちに誰かを傷つけているかもしれません。一度発信された情報は、世界中に拡散される可能性があり、完全に削除することはできません。発信しようとしている情報が本当に発信してよいものなのか、発信前にもう一度確認しましょう。

問 人権・男女平等推進課人権・男女平等推進担当  
TEL 5744-1148 FAX 5744-1556



## 公益通報者保護法とは

### ●法律の目的

この法律は、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護などにかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇などの不利益な取り扱いを受けることのないよう、公益通報に関する保護制度を定めたものです。

### ●法律の具体的な内容

主な内容は次のとおりです。

- ・労働者が事業者内部の一定の犯罪行為やそのほかの法令違反行為について、事業者内部や処分などの権限を有する行政機関などに通報した場合、通報したことを理由として解雇などの不利益な取り扱いをすることは禁止されています
- ・公益通報を受けた事業者は、公益通報の是正措置などについて、公益通報者に通知するよう努めなければなりません
- ・公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置を取らなければなりません

問 総務課内部統制・情報セキュリティ担当  
TEL 5744-1160 FAX 5744-1505

## 消費者相談

### 「暮らしのレスキューサービス」利用時の トラブルに注意しましょう

害虫・害獣駆除(ゴキブリ・ハチの巣・ネズミなど)、鍵の紛失に伴う鍵開け、トイレや排水管の詰まりや水漏れ、ロードサービス(自動車の故障)など、日常生活の緊急事態に対応するサービスを利用する時のトラブルが増えています。



#### 【相談事例】

居住している賃貸アパートにゴキブリが出た。びっくりしてインターネットで駆除業者を探し、料金が550円からと表示されていた事業者に電話した。料金の説明がないまま作業が始まり、終了後に約25万円請求された。

#### 【トラブルに遭わないために】

- ・「業界最安値」などと広告があっても、実際に請求される料金は想定より高額になる場合があるため注意が必要です
- ・慌てずに、事業者への依頼が本当に緊急を要するものか冷静に考えましょう
- ・集合住宅に係るトラブルは、まず管理会社に連絡しましょう
- ・料金や作業内容に納得できない場合は、その場での支払いは避けましょう。一定の条件下で、クーリング・オフができる場合があります
- ・トラブルの初期対応や安心して作業依頼できる事業者を事前に調べておきましょう

問 消費者生活センター消費者相談専用電話  
TEL 3736-0123

月～金曜＝午前9時～午後4時30分(休日、年末年始を除く)  
土・日曜、休日＝国・都の機関がお受けします

問 消費者ホットライン

TEL 188

土曜＝午前9時～午後5時、日曜、休日＝午前10時～午後4時

## 熱中症を予防しましょう!

特に高齢者は体内の水分量が不足しやすいため、注意が必要です。こまめな水分補給を心がけ、扇風機やエアコンを活用しましょう。涼み処(クールスポット)として一部の区施設を開放しますので、外出の際はご利用ください。



日 5月15日(木)～10月15日(水) 会 特別出張所、文化センター、区民センター、老人いこいの家、シニアステーション、図書館など

問 高齢福祉課高齢者支援担当

TEL 5744-1250 FAX 5744-1522



## 住宅耐震化助成

区では地震による建物の倒壊から区民の皆さんの生命・財産を守るため、各種助成事業を行っています。各種助成には契約前の申請が必要です。手続きや詳細は区HPをご覧ください。お問い合わせください。

### 1 新耐震基準木造住宅の改修設計・改修工事助成を開始しました

対 昭和56(1981)年6月1日～平成12(2000)年5月31日の基準(新耐震基準)で建築された区内木造住宅(2階建て以下・在来軸組工法)

#### ●助成費用

改修設計助成＝上限額15万円

改修工事助成＝上限額150万円



### 2 耐震改修工事助成に障がい者等加算制度を創設しました

障がいなどをお持ちの方が居住する木造住宅の耐震改修工事を行う場合、通常の耐震改修工事助成(上限額150万円)に150万円(上限額)を加算します。

対 次のいずれかに該当する方が居住する耐震改修工事助成を受ける住宅

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・介護保険の要介護・要支援認定を受けている方

※申請は対象住宅の所有者が行ってください



### 3 旧耐震基準建築物耐震化助成

区では木造住宅除却工事助成事業のほか、無料の耐震コンサルタント派遣から、改修工事までの一部費用を助成する、木造・非木造(マンションなど)建築物耐震化助成事業を行っています。※木造住宅除却工事助成、住宅耐震改修工事助成(道路拡幅未整備)は令和8年3月31日で終了します

対 昭和56(1981)年5月31日以前の基準(旧耐震基準)で建てられた建築物



### 4 ブロック塀等改修工事助成

通学路沿いなどのブロック塀の撤去、フェンスなどの新設工事費用の一部を助成しています。区内中小事業者が行う工事に限ります。

#### ●対象工事

- ・通学路・特定緊急輸送道路に面する高さ1m以上のブロック塀などの撤去
- ・高さ2m以下のフェンスなどの新設

#### ●助成額

①撤去・新設費用の2/3の額

②助成単価16,000円/mにブロック塀やフェンスなどの長さを乗じた額(最大16万円)※①②のうち金額が低いもので助成金を算出

#### ●助成期限

令和10年3月31日



1～4 いずれも

問 防災まちづくり課耐震改修担当

TEL 5744-1349 FAX 5744-1526

## 住宅リフォーム助成事業

区内に本社のある中小事業者が区が定めるリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。令和7年度から既存住宅への太陽光発電・蓄電池の設置、マンション共用部への宅配ボックス設置を追加しました。対象など詳細はお問い合わせください。

※工事開始前に事前申込(仮申請)の手続きが必要です

#### ●事前申込受付期限

令和8年1月30日

問 住宅・空家相談窓口(建築調整課住宅政策担当内)

TEL 5744-1343 FAX 5744-1558